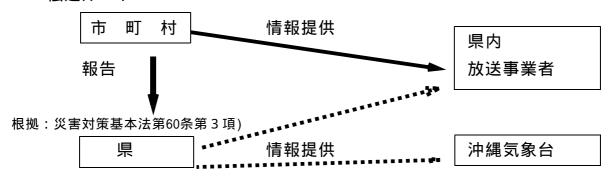
避難勧告等情報の伝達ルート及び手段(改正案)

1 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達すること ができるよう伝達ルートを確保する。
- イ 直接、市町村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県 を経由した伝達ルートを確保する。
- ウ 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報 提供を行うことができるように伝達ルートを確保する。
- エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確保する。

2 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者 のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAX及び電話により受けた場合は、 県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX及び電 話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、 電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 市町村及び県は、上記工により情報を伝達した場合、FAXによる情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAXで放送事業者に提供しなければならない。

[通信回線]

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 公衆回線 非常通信ルート